

入札公告

福島県郡山合同庁舎（新庁舎）で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年1月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

福島県郡山合同庁舎（新庁舎）で使用する電気 予定数量727,000kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和8年4月1日前0時から令和9年3月31日午後12時まで

(4) 供給場所 福島県郡山合同庁舎（新庁舎）（福島県郡山市南一丁目94番）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5) 福島県が示す電力の種類、契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和5年4月1日以降に12か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

(6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年1月28日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和8年1月19日（月）から同月28日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
なお、仕様書、申請書等については入札説明会にて配布する。

5 入札説明会の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年1月22日（木）午前10時

(2) 場所 福島県庁本庁舎1階 本176会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年2月6日（金）午後3時

(2) 場所 福島県庁本庁舎1階 本176会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年2月5日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した

書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価 (kW単価 (小数点以下を含むことができる。))。同一月においては单一のものとする。) 及び使用電力量に対する単価 (kWh単価 (小数点以下を含むことができる。))。同一月においては单一のものとする。) 並びに環境価値に対する単価 (kWh単価 (小数点以下を含むことができる。))。同一月においては单一のものとする。) を根拠とし、福島県知事が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。